

(地方自治法の一部改正)

第十八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項中、「第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を、「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項(これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。)、第七條第六項」に改め、同表歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項中、「第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項」を、「及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項(これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。)、第七條第六項」に改め、同表保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の項中、「第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項」を、「及び第七項前段、同条第九項及び第十項(これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。)、第十五条第四項」に改め、同表薬剤師法(昭和二十五年法律第四百六十六号)の項中、「第九條」を、「第八條第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項(これらの規定を第八條の二第五項において準用する場合を含む。)、第八條第七項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項(同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。)、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十條第六項並びに第二十四條第三項、第八條第十項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五條第三項並びに第九條」に改める。

(地域保健法の一部改正)

第十九条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中、「第三十條の三第二項第一号」を、「第三十條の四第二項第十号」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第二十条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 養護教諭の項第一欄口中、「第七條」を、「第七條第一項」に、「同欄八中、「第七條」を、「第七條第三項」に改める。

別表第六 備考第二号中、「第七條」を、「第七條第三項」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中、「第七條」を、「第七條第一項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十二條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百零三條第三項中、「第三項前段」の下に、「第七條の二第一項、第七條の三」を加え、並びに第十三條を、「第三十三條の二並びに第三十三條の三」に改め、同項の表中

項	厚生労働大臣	沖縄県知事	を	第七條第二
	免許を取り消し	業務を禁止し		第七條第二

同表第七條第三項の項の次に次のように加える。

第七條の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
第七條の三第一項	再免許	禁止処分の取消し
第百零三條第三項の表第三十三條の項中、「第三十三條」を、「第三十三條の二第一号」に改め、同表に次のように加える。	厚生労働大臣	沖縄県知事

第三十三條の二第二号

第七條の二第一項

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百零三條第三項において準用する第七條の二第一項

第三十三條の二第三号

第七條の三第一項

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百零三條第三項において準用する第七條の三第一項

第百零五條第五項中、「行なつ」を、「行つ」に、「第六十九條」を、「第六條の五」に改め、同条第六項中「第三條第一項」の下に、「第六條の三及び第六條の四」を加え、以下、「臨床研修修了医師」を、「同法第七條の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下、「臨床研修修了医師」に、「以下、「臨床研修修了歯科医師」を、「同法第七條の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下、「臨床研修修了医師」に、「臨床研修修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師」とあり」を、「臨床研修修了医師」とあり」に、「第十二條第二項」を、「第六條の五第一項、第六號及び第七號、第十二條第二項」に、「及び第七十二條第一項」を、「第七十一條から第七十四條まで」及び並びに第六十九條第一項第五号」を削り、同条第七項中、及び第七十一條から第七十四條までを、「第七十二條第一項及び第二項、第七十三條並びに第七十四條」に、「行なつ」を、「行つ」に改め、同項の表第七十三條第一号の項中、「第六十九條第一項若しくは第五項」を、「第六條の五第三項」に改め、同表第七十四條第一号の項を次のように改める。

第七十四條第一号	第八條	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百零三條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第八條
	第九條から第十一條まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百零三條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第九條

第百零一條第二項中、「第三項前段」の下に、「第七條の二第一項、第七條の三」を加え、並びに第三十一條を、「第三十一條の二並びに第三十一條の三」に改め、同項の表中

項	厚生労働大臣	沖縄県知事	を	第七條第二
	免許を取り消し	業務を禁止し		第七條第二

同表第七條第三項の項の次に次のように加える。

項	厚生労働大臣	沖縄県知事
項第三号	免許の取消し	業務の禁止

に改め、